



# J-FLEC 認定アドバイザー になってみませんか？

## J-FLEC認定アドバイザーになったら



### 称号の利用

ご自身の相談業務等において、「J-FLEC認定アドバイザー」の称号を利用できます。



### 割引クーポンの利用

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンの対象事業者(ご自身の有料相談において割引クーポンを利用することが可能)になることができます。

※割引クーポンの対象事業者になるには、所定の手続きを経る必要があります。

所定の審査に合格するとJ-FLEC講師・J-FLEC相談員としても活躍できます



### J-FLEC講師

J-FLECの講師派遣(出張授業)、セミナー等において講師を担うことができます。



### J-FLEC相談員

「J-FLECはじめてのマネープラン」電話相談及び「J-FLECはじめてのマネープラン」無料体験において相談員を担うことができます。

※J-FLECの事務所内での業務のため、首都圏にお住まいの方が対象です。

※J-FLEC講師及びJ-FLEC相談員に登録された場合には、業務委託契約を締結のうえ、当該契約に基づき報酬をお支払いします。

## J-FLEC認定アドバイザーになるには

STEP 1  
お申し込み

STEP 2  
書類・面接審査

STEP 3  
研修受講  
プロフィール提出

STEP 4  
HP掲載

募集要項を確認のうえ、お申し込みフォーム(下記HP内)から申請をお願いします。

J-FLECによる書類審査に合格した方へ、面接審査をご案内します。

面接審査に合格した方には、指定された研修の受講と、公開用プロフィールの提出をお願いします。

J-FLECのHPにプロフィールが掲載されます。



お申込みに当たっては、裏面の募集要項や、J-FLEC認定アドバイザーの認定要件及び審査プロセス等に係る「FAQ」(J-FLECのHPに掲載)を必ずご確認ください。



# J-FLEC(金融経済教育推進機構)とは

金融経済教育推進機構とは、中立的な立場から金融経済教育を推進するため、法律に基づいて設立された金融庁所管の認可法人です。

## J-FLEC認定アドバイザーとは

J-FLEC(金融経済教育推進機構)では、J-FLECが定める認定要件に合致し所定の審査を通過した個人を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザー(「J-FLEC認定アドバイザー」)として認定・公表しています。

## 募集要項

※本人確認書類及び保有資格の証明書類のご提示が必要となりますので、お手元にご用意のうえお申し込みください。

### 認定要件

- 次のいずれにも該当しないこと
  - ・ 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している(注1、2)
  - ・ 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている(注3)
- 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員など)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること
- 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと(注4)
- 反社会的勢力ではないこと
- その他、金融経済教育推進機構が不相当と認めた者でないこと

(注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。

- ・ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
- ・ 金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、第4項に規定する「投資運用業」を行う者
- ・ 貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
- ・ 上記に列記した事業者のグループ会社(親会社、子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。)

(注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していることまたは自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

(注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等より顧客に対するアドバイスの結果として生じた取引等によって報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

(注4)「法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置の措置を受けていない」とは、以下のいずれにも該当しない場合を指す。

- ・ 禁錮以上の刑又は刑法の罪を犯したことによる罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・ 金融庁による行政処分の執行が終了した日から5年を経過しない者
- ・ J-FLEC又はJ-FLEC認定アドバイザーの称号の権威、信頼性を害したことによりJ-FLEC認定アドバイザーの登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

### 資格等及び一定の業務経験の例

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件にある「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として、以下を例示します。なお、ここに例示した以外の資格・業務経験であっても、申請者の経歴等と照らしたうえで、「アドバイスを提供するために有益な資格及び一定の業務経験」として認めることがあります。

#### ・ 資格等(例)

CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、証券アナリスト、プライベートバンカー、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、消費生活相談員、消費生活アドバイザー、DCプランナー(1級)、住宅ローンアドバイザー、銀行業務検定(税務2級)、銀行業務検定(相続アドバイザー3級以上)、銀行業務検定(年金アドバイザー3級以上)、金融窓口サービス技能検定(1級)、投資助言・代理業者

#### ・ 一定の業務経験(例)

個人からのFP分野における相談・提案業務、個人からの公的年金・社会保険に係る相談、個人への対面による金融商品の提案・販売、個人への対面による保険契約の提案・販売、個人への不動産購入の資金計画作成・提案、個人への住宅ローンに係る審査・相談等、個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等、個人に対する各種税務相談(確定申告、相続、遺言等)、成年後見制度に係る相談、保護者に対する教育資金プラン等の提案、児童・生徒に対する金融経済教育の実施、個人への金融商品に係る投資助言

J-FLEC認定アドバイザーの認定要件及び  
審査プロセス等に係る「FAQ」はこちら。

